

## 質 疑 回 答 書

事業名：三田市重層的支援体制整備事業における参加支援事業業務委託

番号	質問項目	質問内容	回 答
1	仕様書 P.2,3 4. 履行期間、7. 業務内容について	7 業務内容の事業を実際に開始する時期はいつでしょうか。	選定結果を令和7年7月18日に通知する予定です。その後のスケジュールは選定事業者との協議により決定しますが、令和7年8月に事業の開始を予定しています。
2	仕様書 P.2 5. 履行場所について	業務内容の履行に際しての事務所イメージをご教示ください。 (例) ・執務場所の想定(電話だけでも可、事務所スペースの要否) ・窓口や相談スペースの要否	事務所についての指定は特にありません。本事業で必要と思われるものをご提案ください。市や利用者との連絡体制、利用者の個人情報保護、ICTを活用した情報発信等を行うために必要な施設、設備及び体制等を、様式3、7、8-2に記載してください。 また、本事業は三田市の委託事業であると同時に国庫補助対象事業であることから、本事業以外に実施する事業があり、施設・設備等の共有・共用や職員が兼務する場合は、それぞれの事業にかかる金額とその積算根拠を明確にさせていただく必要があります。
3	仕様書 P.4 8. 業務実施体制 (2)について	従事する職員「管理責任者」「従事者」の資格、経験について要件をご教示ください。また、正規・非正規、職員の勤務時間等、従事する職員の条件があればご教示ください。	「管理責任者」及び「従事者」の要件は、「本業務の目的及び社会的に生きづらさを抱える人に対する理解がある者であること」としており、資格や経験、雇用形態についての条件は付しておりません。 ただし、事業の実施にあたり「必要な資格」や「事業をより充実させるために有する方がよいと思う資格」がある場合、該当する人員を配置したうえで、様式3、4の保有資格記入欄に記入いただき、その資格が本事業にどのようなメリットをもたらすかを提案してください。

番号	質問項目	質問内容	回 答
4	仕様書 P.4 8. 業務実施体制 (1)について	前問に関連して、訪問活動や法令で定められている休暇等により、従事する職員が不在になることは想定済との認識でよいでしょうか。 ※窓口開設を要とし、従事する人の貼り付けが必置の場合はその旨を発注者より回答にて指示してください。	業務実施日は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までを基本としますが、業務に応じて柔軟な運用を求めていること、従事する職員の配置は2名以上としていることから、従事する職員が基本とする業務実施日に不在になることは想定されます。その一方で、基本とする業務実施日には、市と連携して行う業務や市民からの問い合わせ・苦情等への対応も必要であり、従事する職員が不在の場合にどのような対応・体制をとることができるのかを、様式3で提案してください。
5	仕様書 P.5.2 9. 関係書類の提出 (2)、7. 業務内容 について	「実績報告書」について、仕様書P.2 7. 業務内容 履行後にどのような成果物を想定されていますか。項目、成果指標、指標をはかる基準などについて、現行の仕様書の範囲でご教示ください。	成果物としては下記に関連する書類等の提出を求めることとなります。 (1)相談記録、プラン、支援実施に関する書類 (2)ア 地域の社会資源に関する報告書 イ 団体の連携に関する報告書 ウ ひきこもりなど課題をかかえる人のニーズの分析、既存の社会資源を踏まえての新たな居場所創出に関する報告書 エ ホームページ、SNSなど (4)啓発資料やホームページ、SNSなど 成果については、新規相談件数やプラン作成件数、企画提案内容の実現のための創意工夫や進捗状況等から指標等を定めることとなります。 (付番は仕様書P2 7業務内容と整合させています。)
6	実施要領 P.2 2. 予算 仕様書 P.2 6. 業務に要する 経費及び支払いに ついて	契約の条件、方法、契約書を明示してください。 また、本業務については4年間の債務負担行為を伴う契約と理解しており、清算は伴わないものとの認識でよいでしょうか。 合わせて、本業務において変更契約が生じる場合はどのようなケースが想定されるか、ご教示ください。	契約書は三田市の標準契約書を使用する予定です（参考書式添付）。本事業の委託料の支払いについては、企画提案書や見積書の内容も勘案し適切な時期に行うよう、選定事業者と協議を行い決定します。 原則精算は行いませんが、減額の変更契約を結ぶような事態が生じた場合には、状況によって精算していただく可能性もあります。 変更契約が伴う事案としては、仕様書P2 6(3)以外に、従事する職員の死亡など何らかの理由で仕様書P4 8(2)に記載する人員を配置できなくなった場合や、やむを得ない理由により事業実施が困難になった場合（代替手段なし）などが考えられます。

番号	質問項目	質問内容	回 答
7	仕様書 P.2~4 7.業務内容、8. 業務実施体制(1) (2)について	本業務の実施にあたり、重層的支援体制を構成する他の2事業（相談支援、地域づくり）や市の実施する様々な相談支援事業（男女共同参画、就労支援、権利擁護、生活困窮、地域包括、障害者相談）等の一部と事業内容を融合することで、より一層効果的な事業効果が見込めます。その際、既存事業複数に従事する人と、本事業に加えて既存事業複数を兼ねる人（複数）で事業実施にあたることになり、専従する人は配置できなくなりますが、8.業務実施体制(2)人員配置に関する変更協議（配置人数、専従配置の解消を含めて）は可能との認識でよいでしょうか。	従事する職員2名以上のうち、1名を専従とすることは必須です。専従配置の解消の変更協議には応じられません。 あわせて本事業では参加支援マネージャーの配置も求めています。三田市重層的支援体制整備事業実施計画では、「相談支援」・「地域づくり支援」・「参加支援」の3つの事業につき、それぞれにマネージャーを配置することとしており、2つもしくは3つのマネージャーを兼任することはできません。
8	仕様書 P.4 8.業務実施体制 (2)について	「専従」の業務従事等に関する条件をご教示ください。	「専従」とは、勤務する時間帯（仕様書8(1)）において、本業務以外の職務に従事しない者のことです。専従者の勤務時間について、選定事業者が定める勤務時間が本業務の勤務する時間帯よりも短い場合は、仕様書8(1)に記載するとおりで勤務してください。事業所の勤務時間が長い場合は、勤務する時間帯以外の時間について他業務への従事を可としますが、人件費など必要経費は他業務に従事する時間を除いた額で積算し、見積書を提出してください。